

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

福祉連絡会事業実施要領

1 目的

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるために、地域での見守りや支え合いなどの福祉活動が重要となってきました。そこで地域全体の問題や課題を話し合い、気づき共感できる場として「福祉連絡会」を定期的を開催し、住民同士のつながり、結びつきを支援することを目的に実施する。

2 実施主体

地区または集落で自主運営による実施

3 事業内容

(1) 実施回数及び時間

年間4回以上行うものとする。

(2) 実施場所

地区公民館、地域の集会所など

(3) 参加者

福祉委員、愛の輪協力員、区長、民生児童委員、住民など

(4) 活動内容

地域における福祉課題について情報の交換や住民の自立した生活を支える取り組みを検討する。

(5) 代表者及び責任者

代表者は福祉委員等とし、開催内容により関係者の招集を求める。

4 助成金

(1) 助成金の額は、上限額6,000円とし、会場費等として1回500円を助成する。

(2) 円滑な事業の執行を図るため、4月に概算払いを行い3月に精算する。

なお、年度中途からの実施集落については、申請のあった翌月に助成をする。

5 実施期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(平成23年度については平成23年7月1日から平成24年3月31日とする。)

6 助成金の申請及び請求

事業の着手前に助成金支給申請書(様式1)及び助成金支給請求書(様式2)を提出し、承認を得た上で事業着手するものとする。

7 活動報告書

事業が完了後に別紙活動報告書（様式3）を提出する。

8 費用

この事業に要する費用は、会費・寄付金をもってこれに充てる。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。